

神奈川県非破壊試験技術交流会表彰規定

改定日 令和4年7月26日
神奈川県非破壊試験技術交流会役員会

1 目的

この規定は、神奈川県非破壊試験技術交流会(以下交流会と言う)が、目標に掲げる事業に対し、特に多大な貢献が認められる会員、および将来を嘱望される論文・レポート等の発表者を対象に、表彰することを目的とする。

2 表彰の種別と時期

功績賞：交流会の事業に多大な貢献が認められる会員(含む故人)を対象とする。
随時表彰とする。

功労賞：交流会の運営に多大な貢献が認められる会員を対象とする。随時表彰とする。

奨励賞：交流会主催の研究会・発表会等において、すぐれた内容により将来を期待できる論文・レポート等の発表者を対象とする。

40歳未満(発表当時)を原則とし、原則隔年で1-2名程度を表彰する。
該当者の無い場合はこの限りでない。

3 推薦と審査

一般会員および役員から推薦があった候補者について、役員会が審査を行い、授賞を決定する。必要によって、役員会の指名による選考委員会を設けることができる。

奨励賞については、①40歳未満の講演者の発表について、会場にて、会長が指名する3名程度の審査員でその発表内容、発表スキル等を審査し(会場審査と称す)、②推薦された候補者について、会場審査の結果を利用して受賞を決定する。

4 表彰状の授与

表彰状は、原則として定例総会の席上で、交流会会長が授与する。

功績賞、功労賞および奨励賞に伴う記念品は、役員会で協議決定する。

5 この表彰規定は、役員会で変更することができる。

6 この表彰規定は、遡って、令和4年6月15日から適用する。